第3期
雨竜町子ども・子育て支援事業計画

（令和7年度～令和 11 年度）

令和7年3月

雨竜町

目　　次

第１章　計画の策定にあたって 3

１　計画策定の背景と趣旨 3
２　計画の位置づけ 4
３　関連計画との関係 4
４　計画の期間 5
５　計画の策定体制 5
６　子ども・子育てに関する主な法律・制度 6
７　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について 8

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境 11

１　人口の動向 11
２　子育て支援の状況 15
３　将来人口推計 17
４　ニーズ調査結果 18

第３章　第２期計画の実施状況 29

１　児童数の状況 29
２　教育・保育事業の状況 30
３　地域子ども・子育て支援事業の実施状況 31

第４章　計画の基本的な考え方 39

１　基本理念 39
２　計画の基本的な視点 40

第５章　子ども・子育て支援事業計画 43

１　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 43
２　計画の基本的記載事項 43
３　教育・保育提供区域の考え方 44
４　児童人口の将来推計 46
５　教育・保育の量の見込みと確保方策 47
６　地域子ども・子育て支援事業の提供 49
７　教育・保育の一体的提供の推進 58
８　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 59

第６章　計画の推進体制 61
１　市町村等の責務 61
２　計画の推進に向けた役割 61
３　計画の推進に向けた３つの連携 63
４　計画の点検・評価・改善 64

第1章
計画の策定にあたって

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

雨竜町（以降「本町」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「雨竜町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期雨竜町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

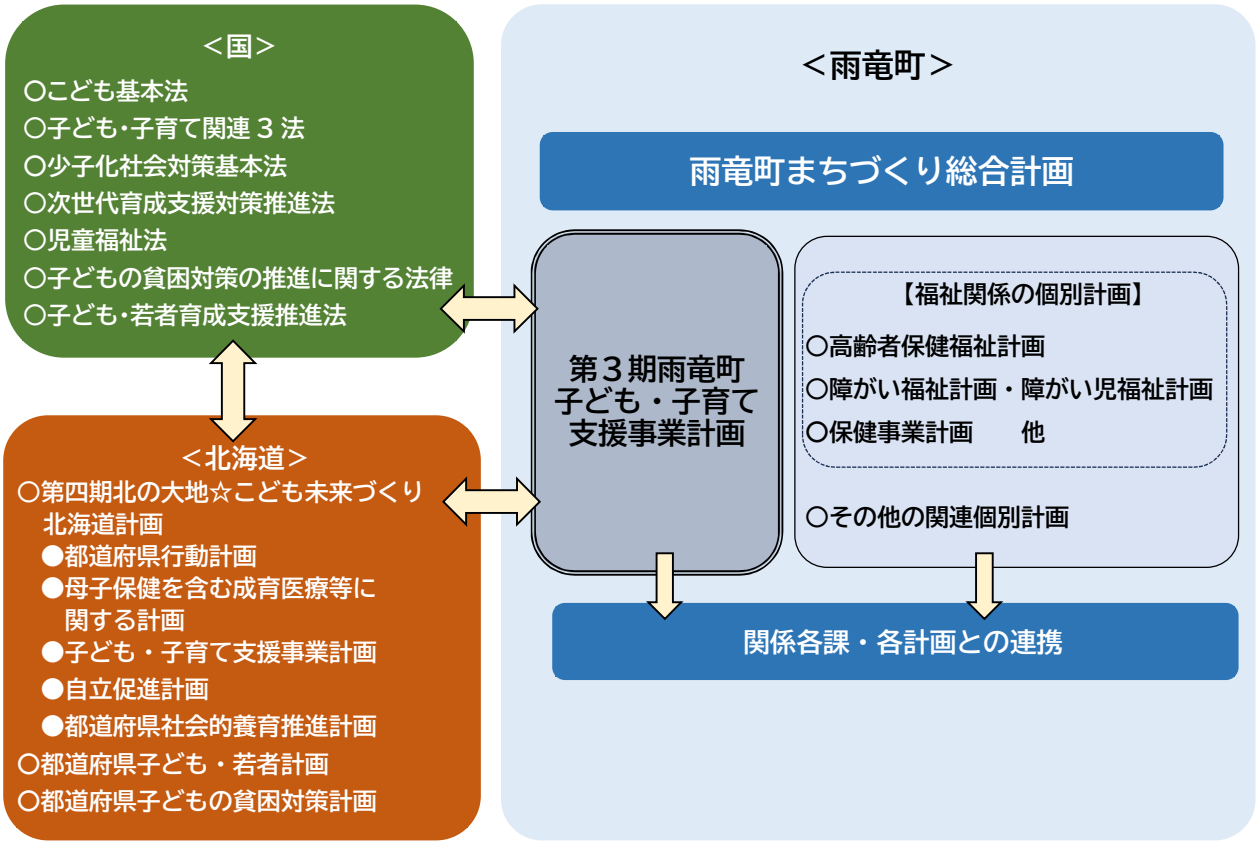
2　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第1項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、策定するものです。

3　関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「雨竜町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、高齢者保健福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、保健事業計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



4　計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期雨竜町子ども・子育て支援事業計画				

5　計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが、市町村に求められています。

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行います。

(2)ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、ニーズ調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(3)国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行います。

6 子ども･子育てに関する主な法律･制度

■ 子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連 3 法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 （⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。 （⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 （一部平成 29 年 4 月施行）

平成	法律・制度等	内容
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

7　持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



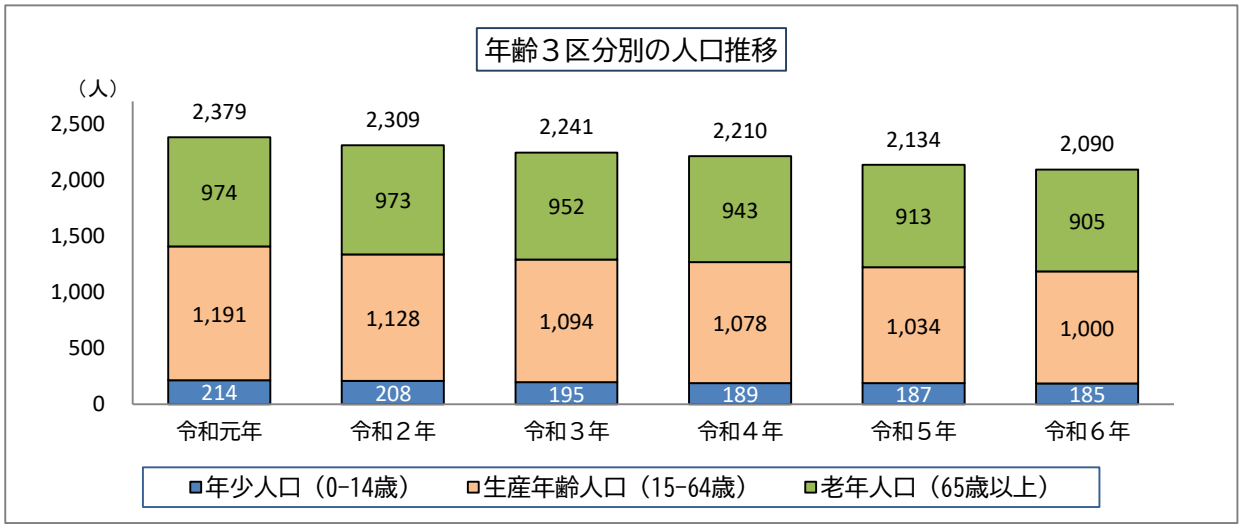
第2章
子どもと子育てを取り巻く環境

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境

１　人口の動向

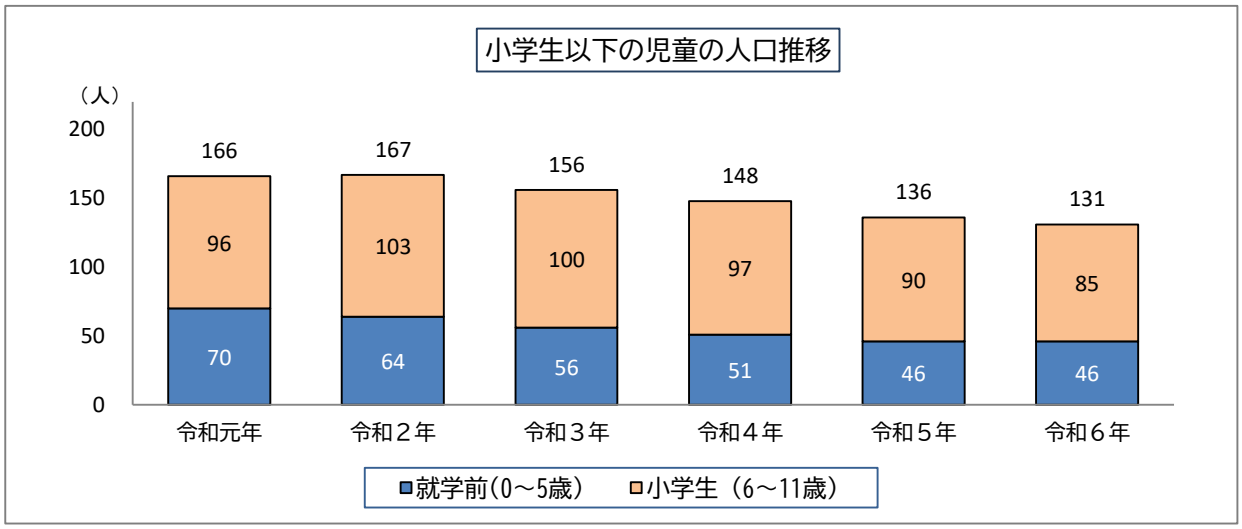
(1)人口の推移

本町の人口は、令和元年の 2,379 人から令和6年には 2,090 人と減少傾向で推移しています。年齢区分ごとの人口では、すべての年齢区分において減少傾向で推移しています。



資料:雨竜町(各年４月１日現在)

小学生以下の児童人口に関しては、就学前は令和元年の 70 人から令和5年の 46 人まで減少傾向で推移しています。小学生に関しては令和3年以降減少傾向で推移しています。

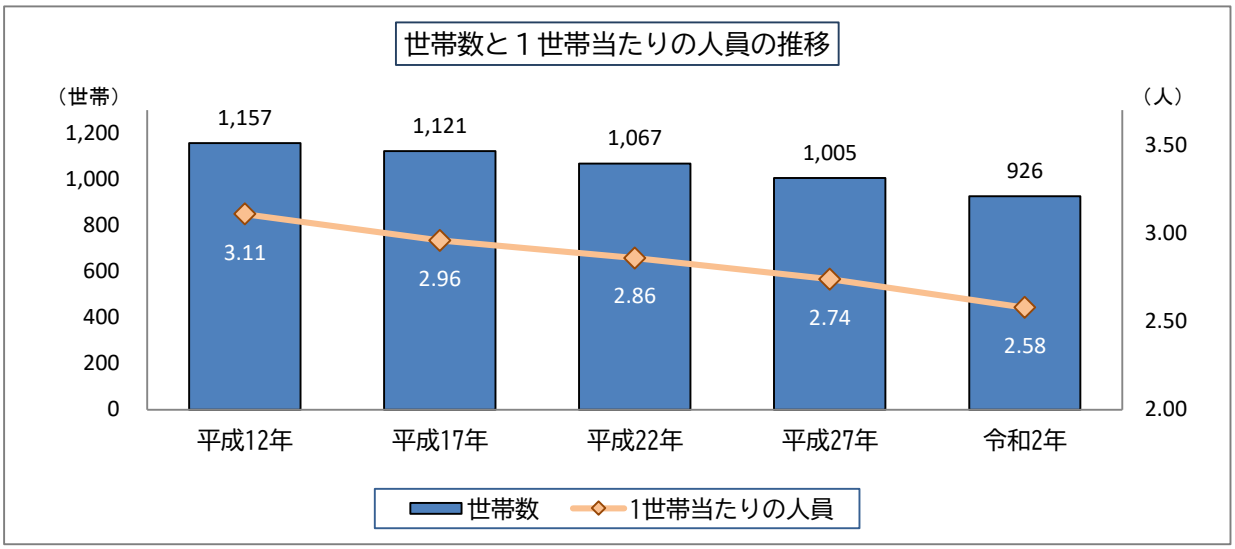


資料:雨竜町(各年４月１日現在)

（2）世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成 12 年の1,157世帯から令和2年には 926 世帯と減少傾向で推移しています。

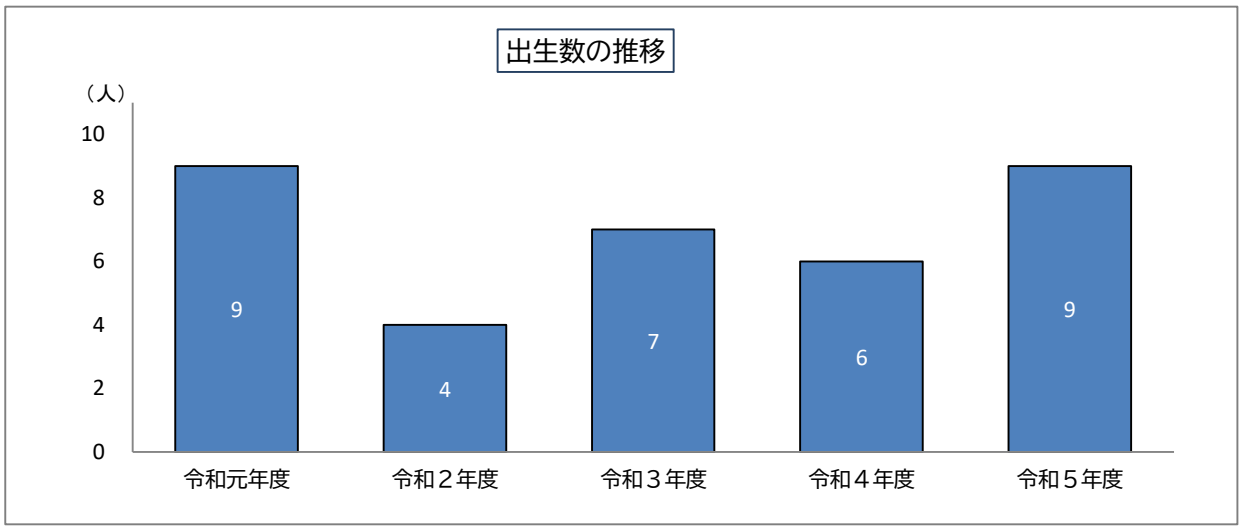
また、1世帯当たりの人員は、平成 12 年の 3.11 人から令和2年は 2.58 人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

（3）出生数の推移

令和元年度以降の出生数は年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度には9人となっています。

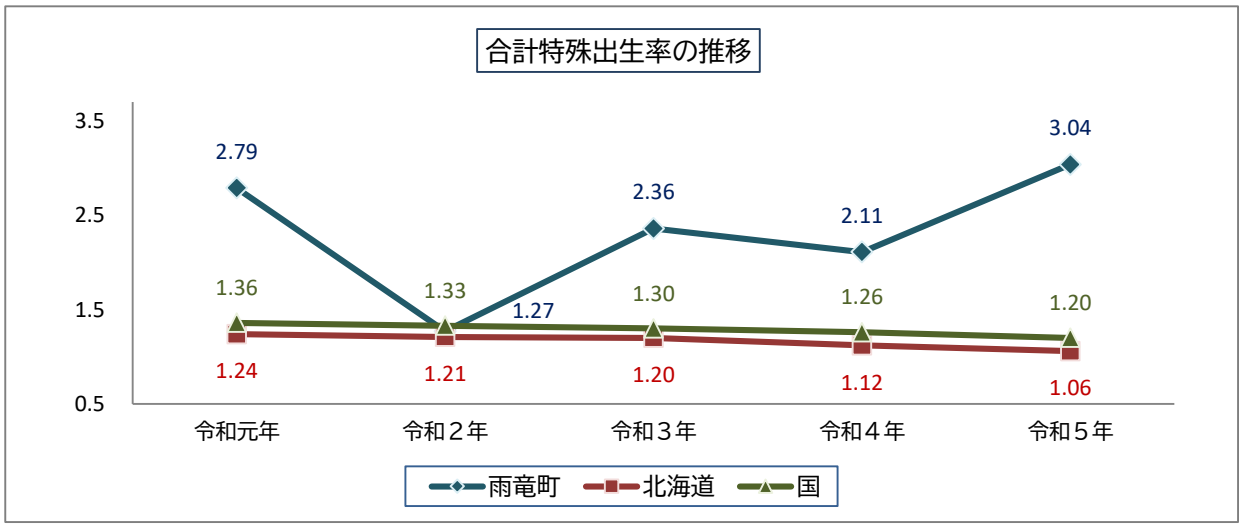


資料：雨竜町

（4）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

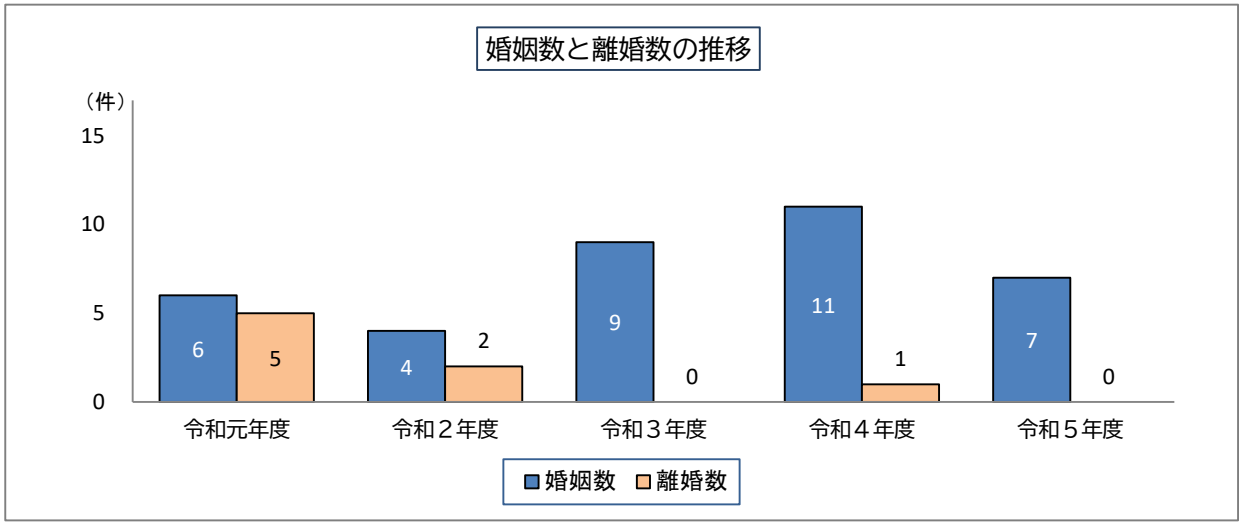
雨竜町の合計特殊出生率は、令和2年を除いて北海道の水準及び国の水準より高くなっています。



資料：雨竜町

（5）婚姻数と離婚数

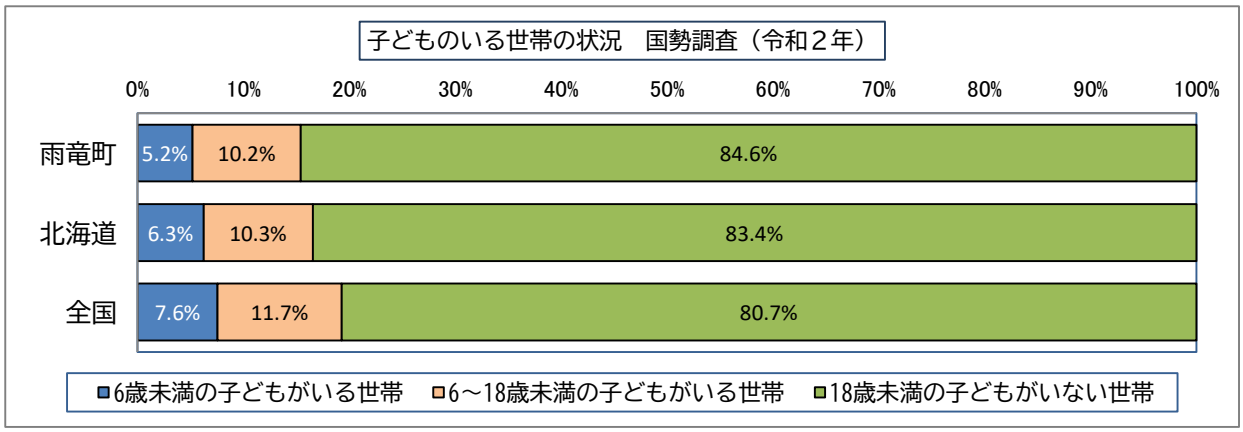
婚姻については、令和4年度が 11 件と最も多く、令和2年度が4件と最も少なくなっています。
また、離婚については、令和元年度が5件と最も多く、令和3年度、令和5年度にはみられません。



資料：雨竜町

(6)子どものいる世帯の状況

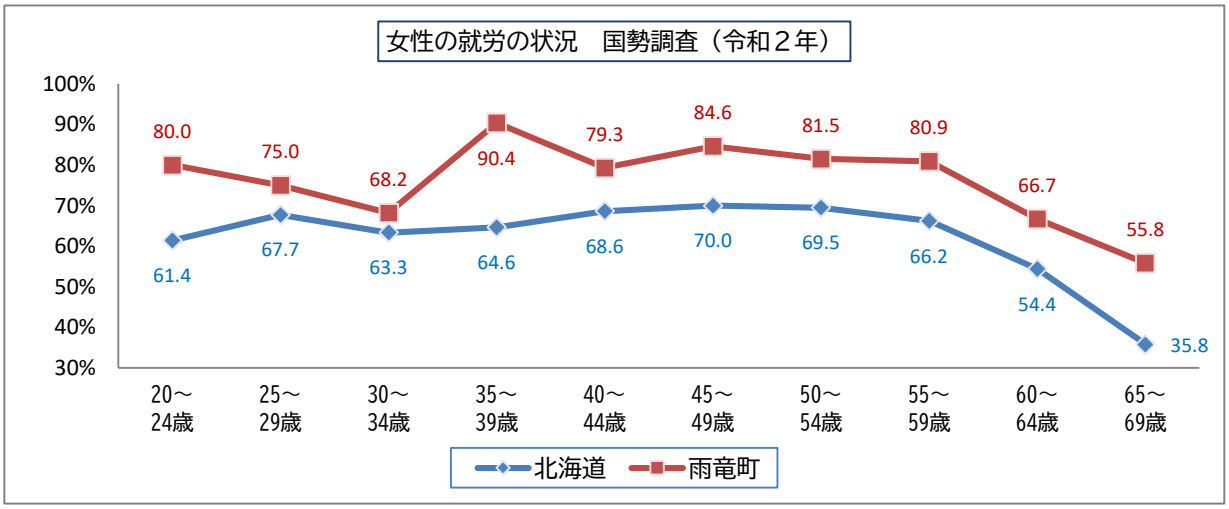
子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18 歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

(7)女性の就労の状況

本町における女性の就労状況は、北海度と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

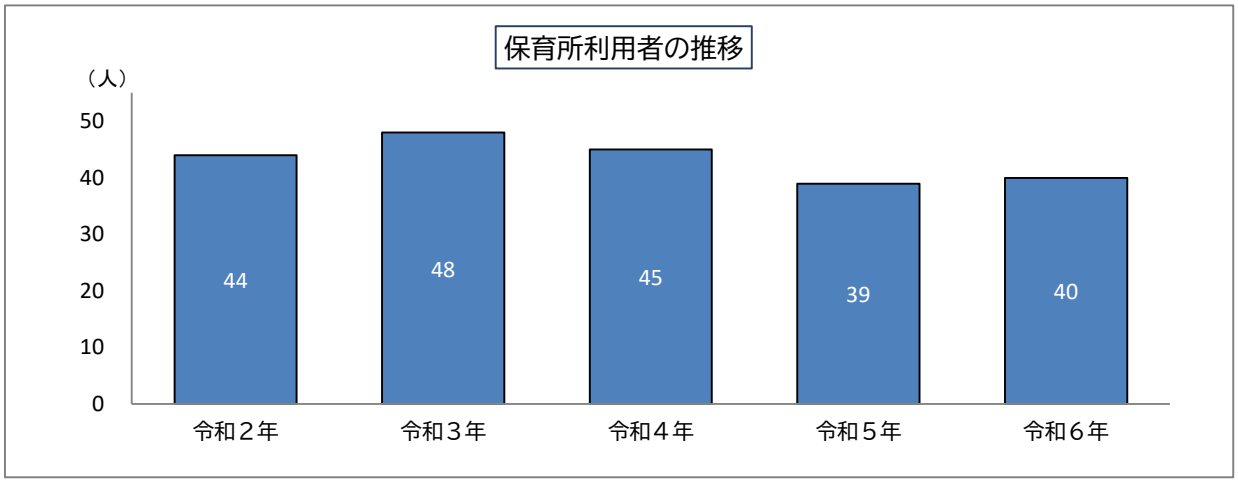


資料：雨竜町

2 子育て支援の状況

(1)保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和2年の 44 人から令和6年の 40 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

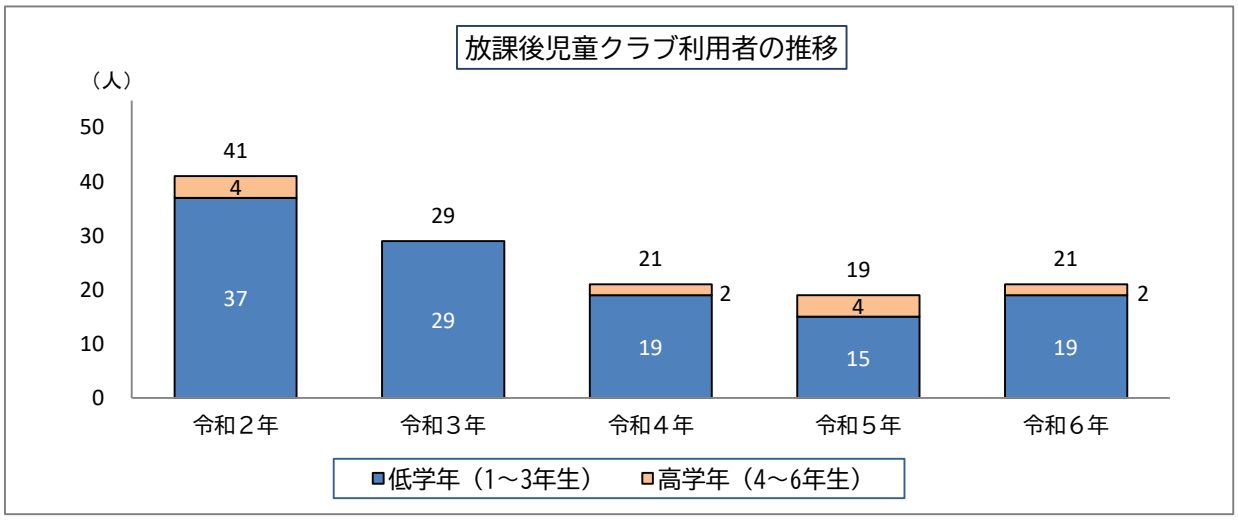


施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
雨竜町保育園	44	48	45	39	40

資料：雨竜町（各年5月1日現在）

（2）放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の 41 人から令和5年の 19 人と減少傾向で推移していましたが、令和6年に若干増加し 21 人となっています。



低学年（1～3 年生）

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
雨竜町学童保育所	37	29	19	15	19

資料：雨竜町（各年5月1日現在）

高学年（4～6 年生）

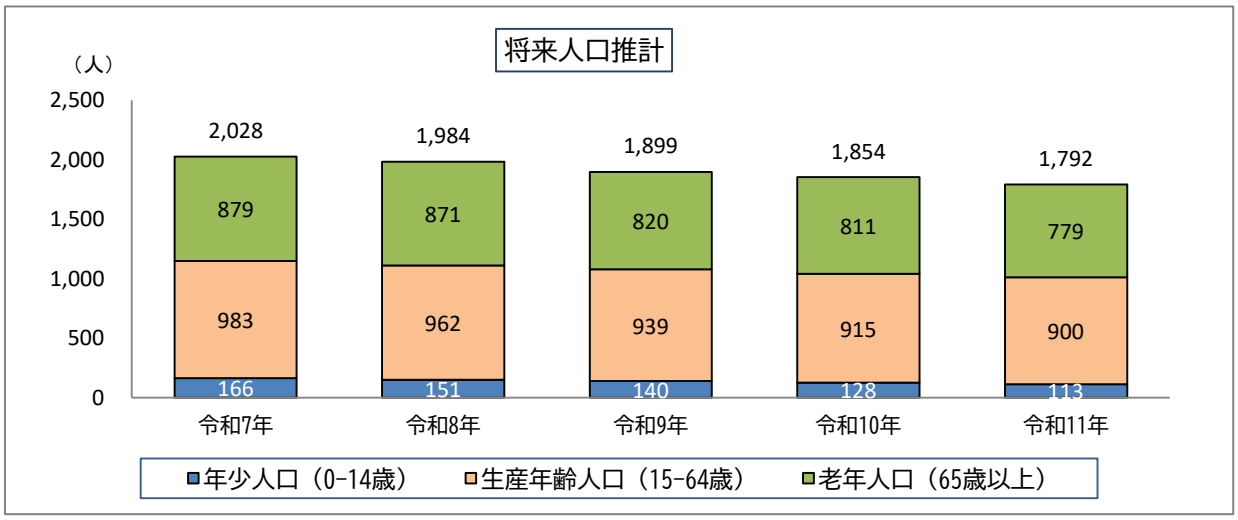
施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
雨竜町学童保育所	4	0	2	4	2

資料：雨竜町（各年5月1日現在）

3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和 11 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少しており、計画最終年の令和 11 年には総人口が 1,792 人、年少人口が 113 人と見込まれます。



	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
年少人口（0～14 歳人口）	166	151	140	128	113
未就学児（0～5 歳）	38	32	34	32	32
小学生（6～11 歳）	75	66	56	49	44
中学生（12～14 歳）	53	53	50	47	37
生産年齢人口（15～64 歳）	983	962	939	915	900
老年人口（65 歳以上）	879	871	820	811	779
総　人　口	2,028	1,984	1,899	1,854	1,792

コーホート変化率法※ による推計

※コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。
例えば、ある年の 20～24 歳人口は 5 年後には 25～29 歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる 20～24 歳人口に当てはめて計算することで、5 年後の 25～29 歳人口を推計するものです。

４　ニーズ調査結果

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(2)調査対象者

○就学前児童調査 ： 雨竜町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
○小学生児童調査 ： 雨竜町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

(3)調査方法

○就学前児童調査 ： 郵送等による配布・回収調査
○小学生児童調査 ： 郵送等による配布・回収調査

(4)調査期間

令和6年３月

(5)回収状況

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回答率
就学前児童調査	44	31	70.5%
小学生児童調査	63	47	74.6%

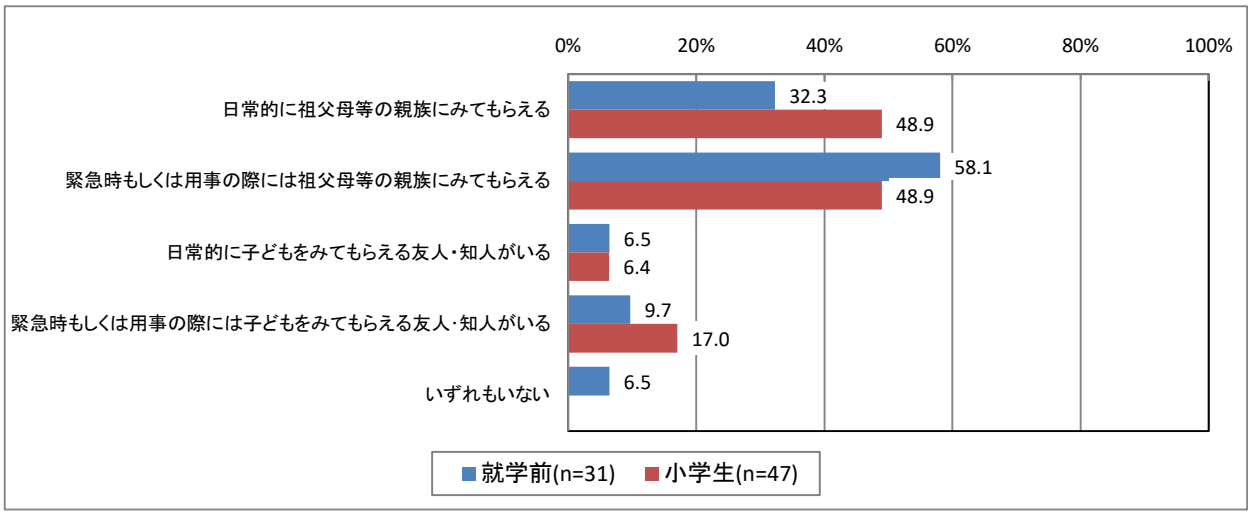
(6)集計にあたっての注意点

○端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
○図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
○複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
○図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

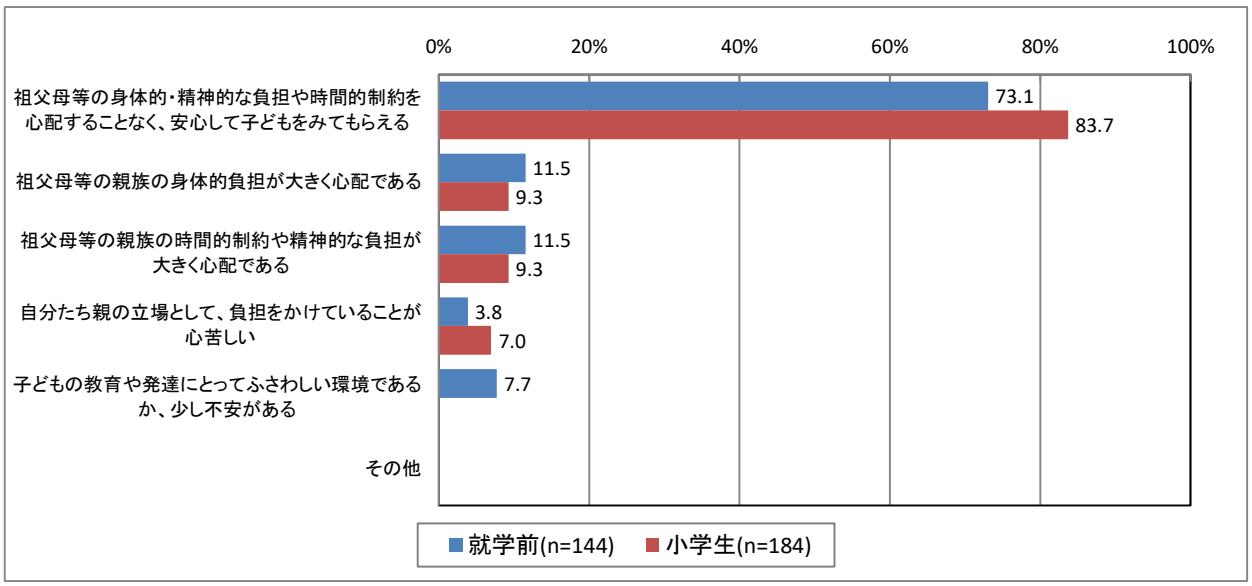
(7)調査結果

① 子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 6.5%となっています。

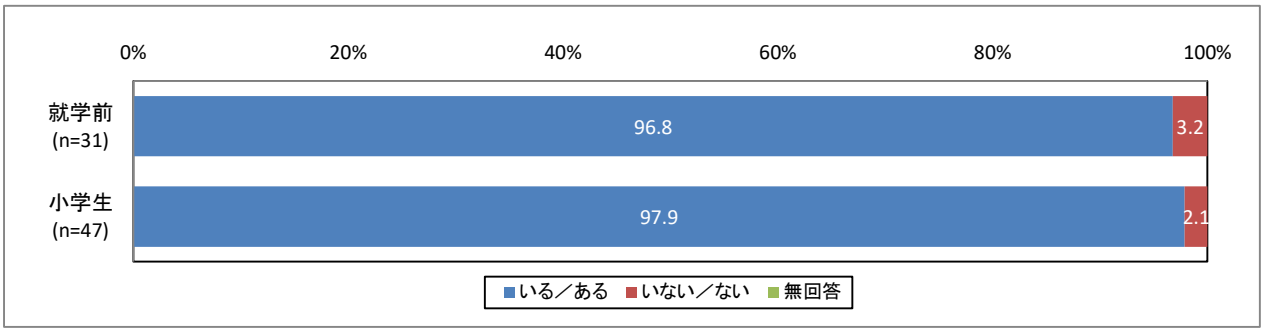


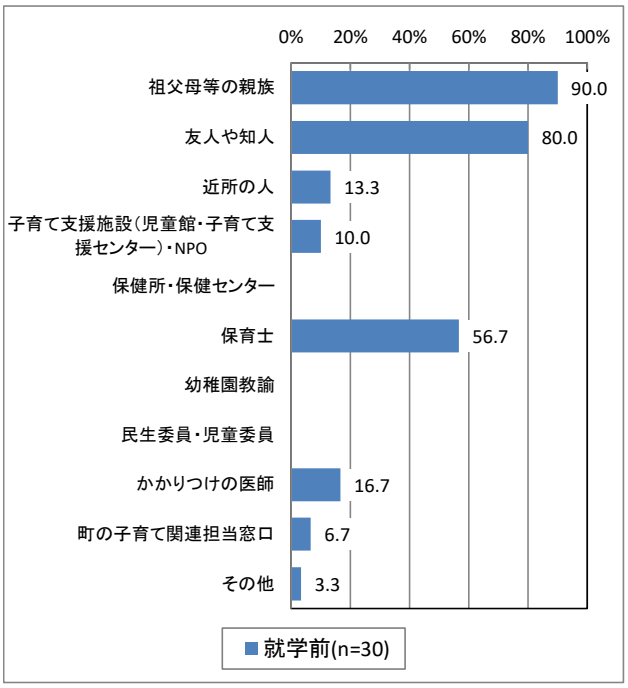
保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で 11.5%、小学生児童で 9.3%が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。

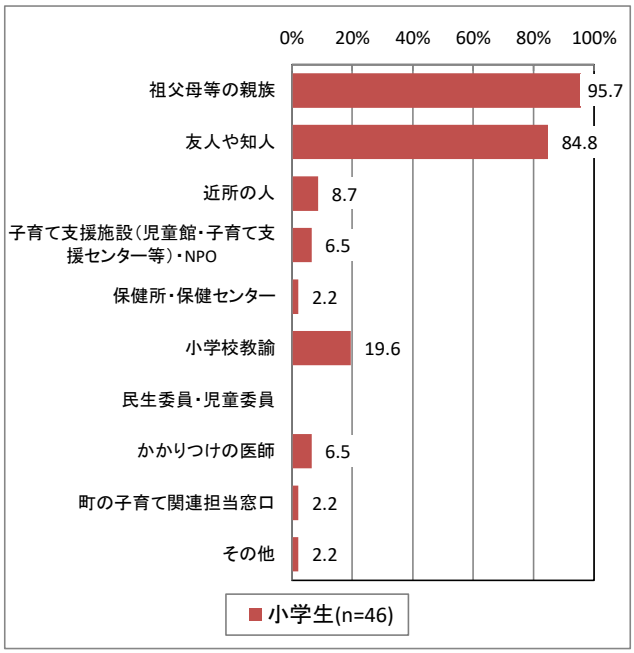


② 子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で 96.8%、小学生児童で 97.9%と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。

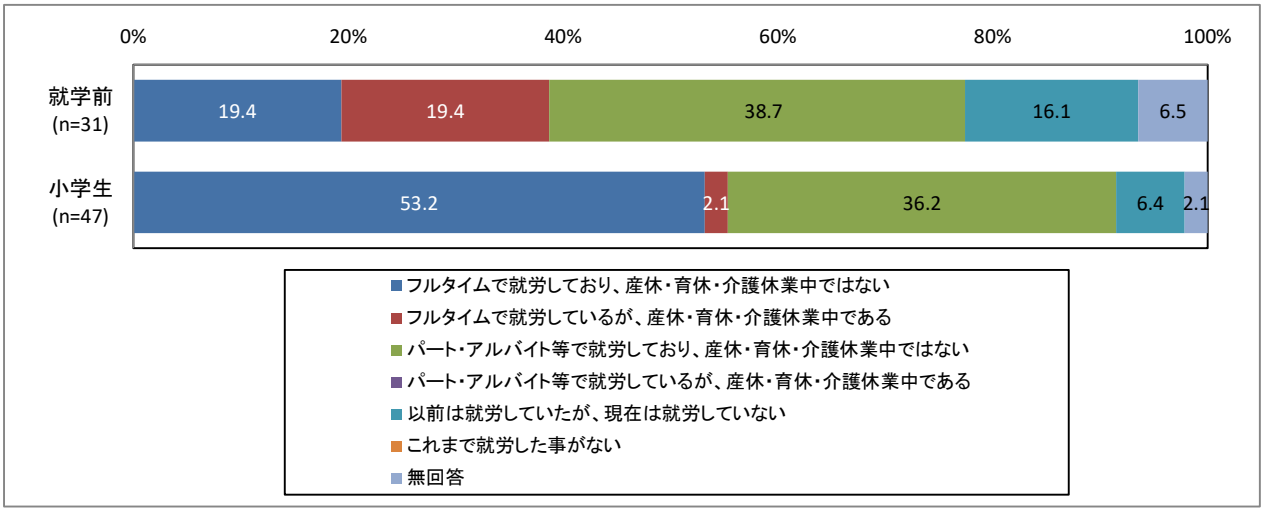




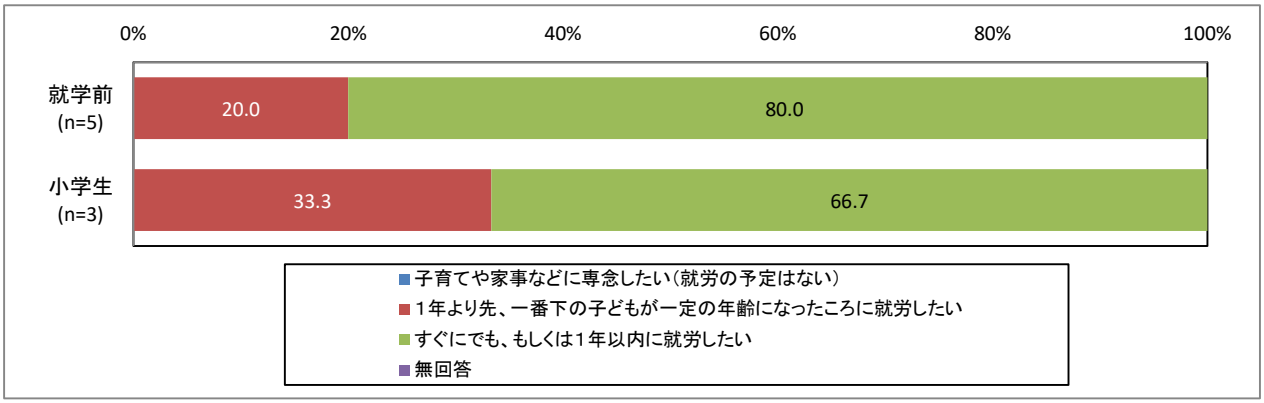


③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 77.5%、小学生児童で 91.5%となっています。

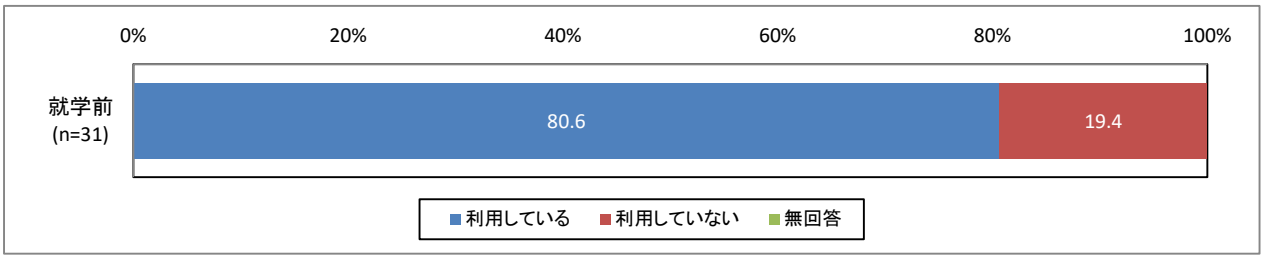


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童、小学生児童ともに、100%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



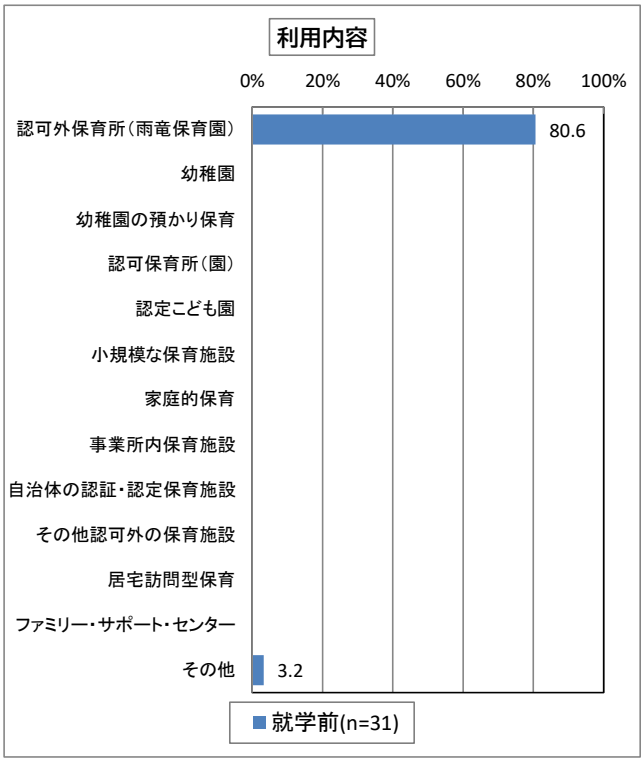
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

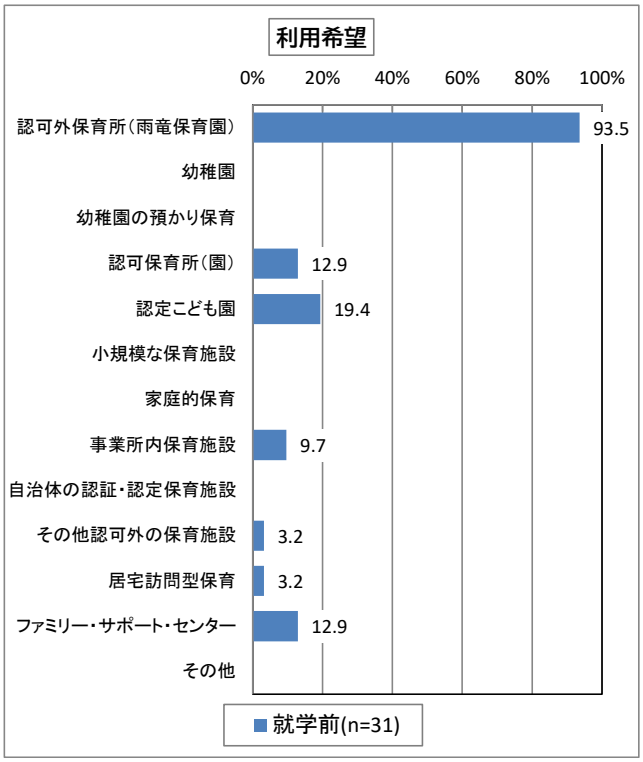
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 80.6%となっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可外保育所（雨竜保育園）」80.6%となっています。

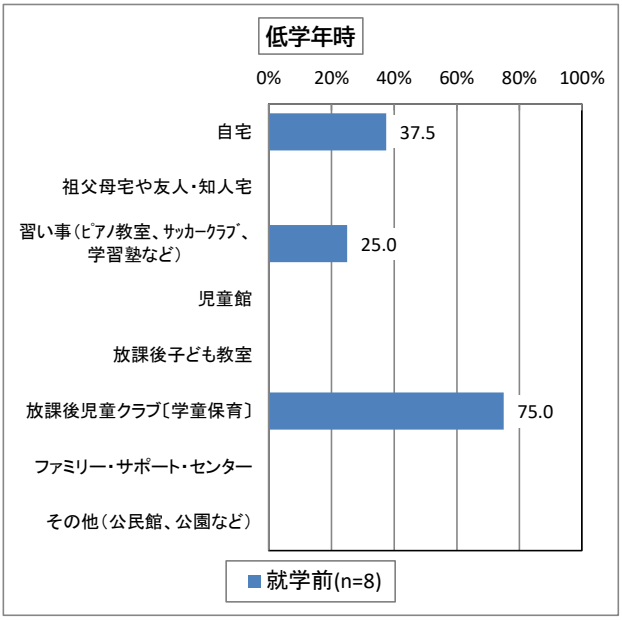
今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認可外保育所（雨竜保育園）」93.5%、「認定こども園」19.4%の割合が高く、利用状況より今後のニーズが高くなっています。

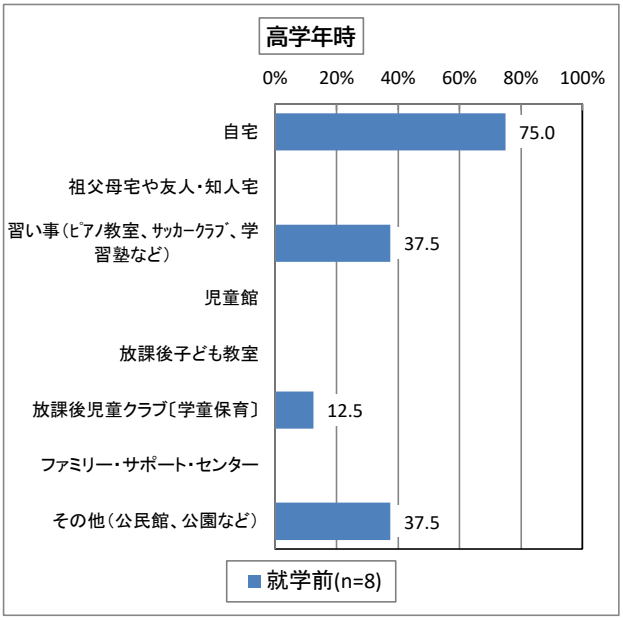




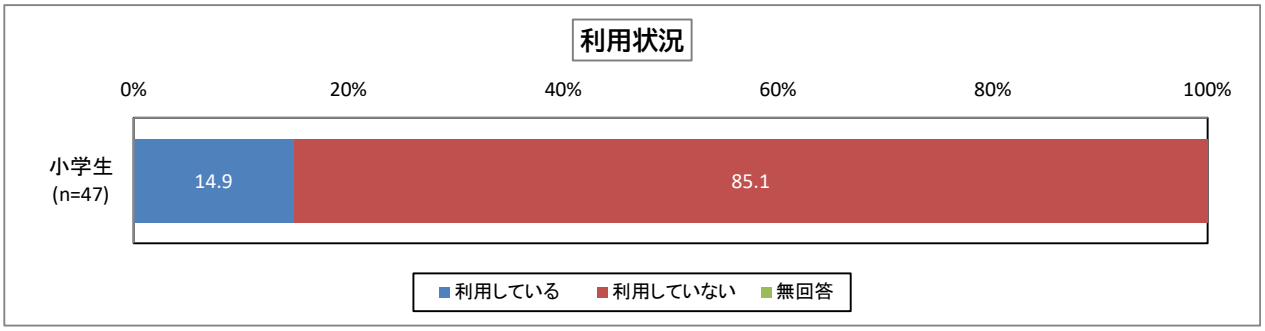
⑤ 放課後児童クラブ

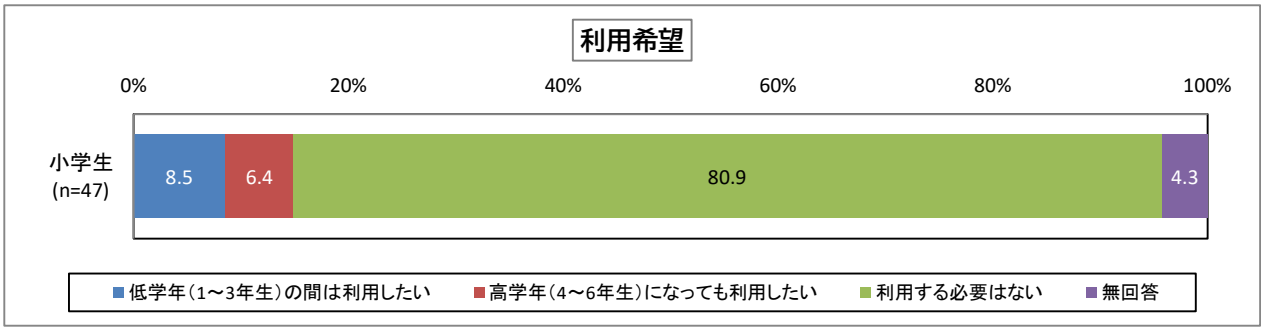
5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると 75.0%、高学年時では 12.5%となっています。





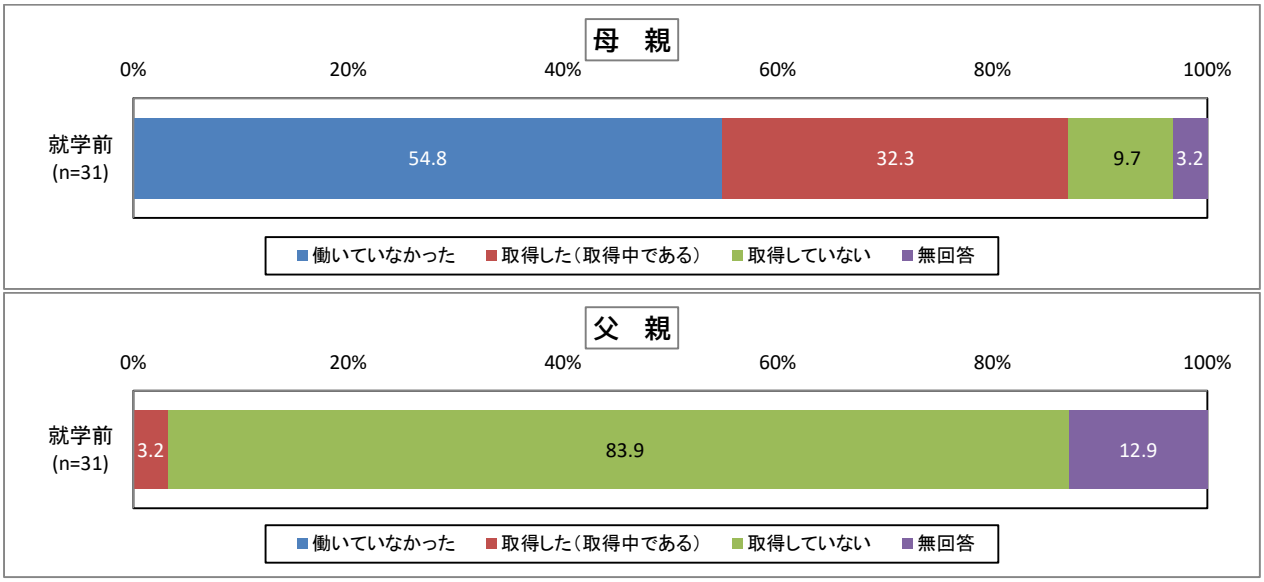
小学生児童の「放課後児童クラブ」に関する利用状況をみると 14.9%となっており、利用希望では、「低学年での利用」「高学年までの利用」あわせて 14.9%となっています。



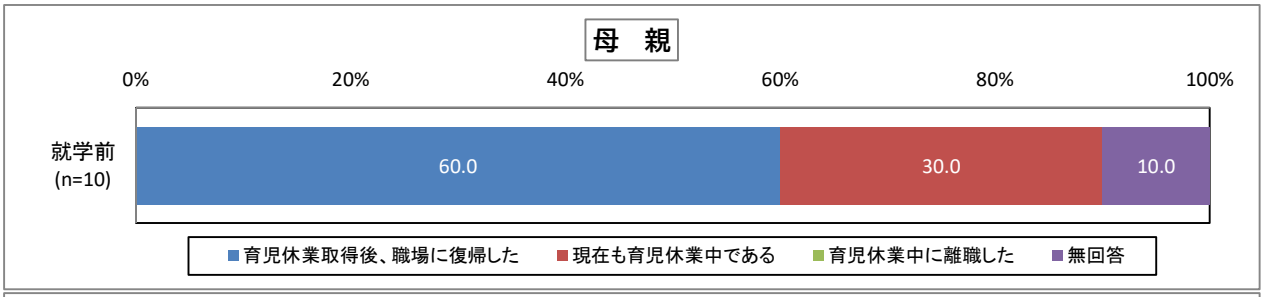


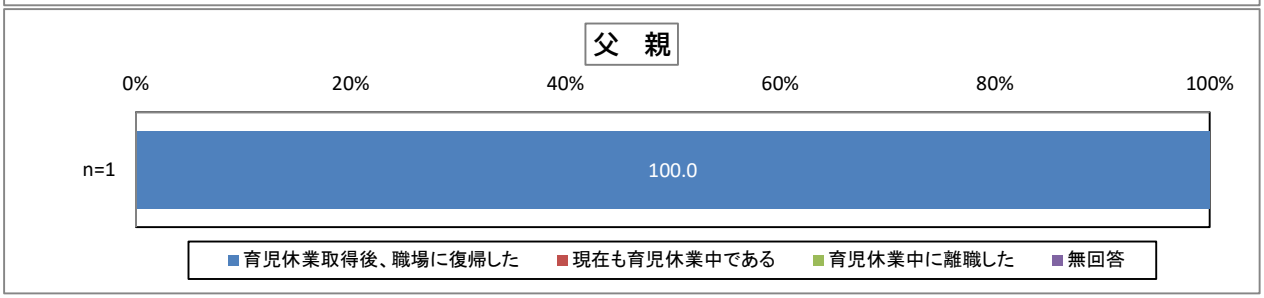
⑥ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

育児休業を取得または取得中の母親は 32.3%、父親は 3.2%となっています。



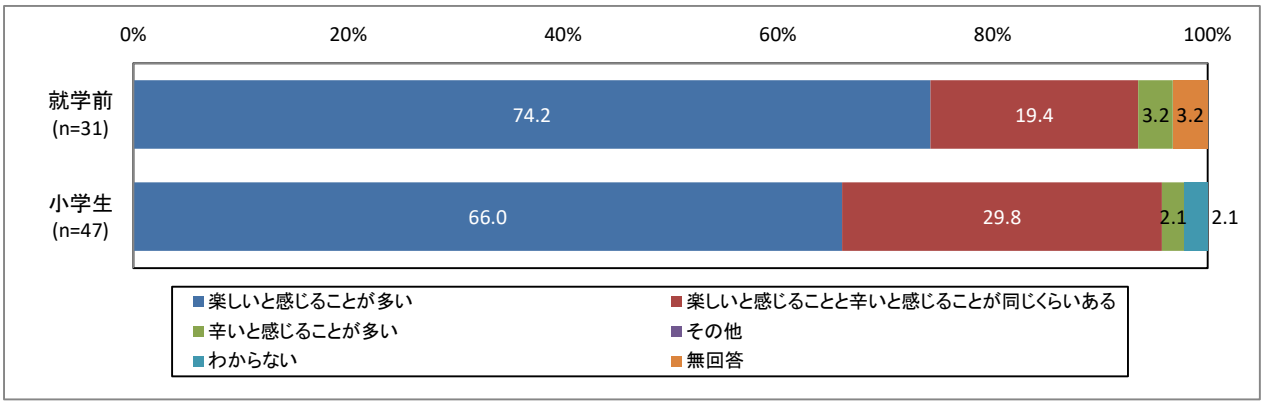
休業取得後に職場復帰した母親は 60.0%、育児休業中の母親は 30.0%となっており、休業取得後に職場復帰した父親は 100.0%となっています。



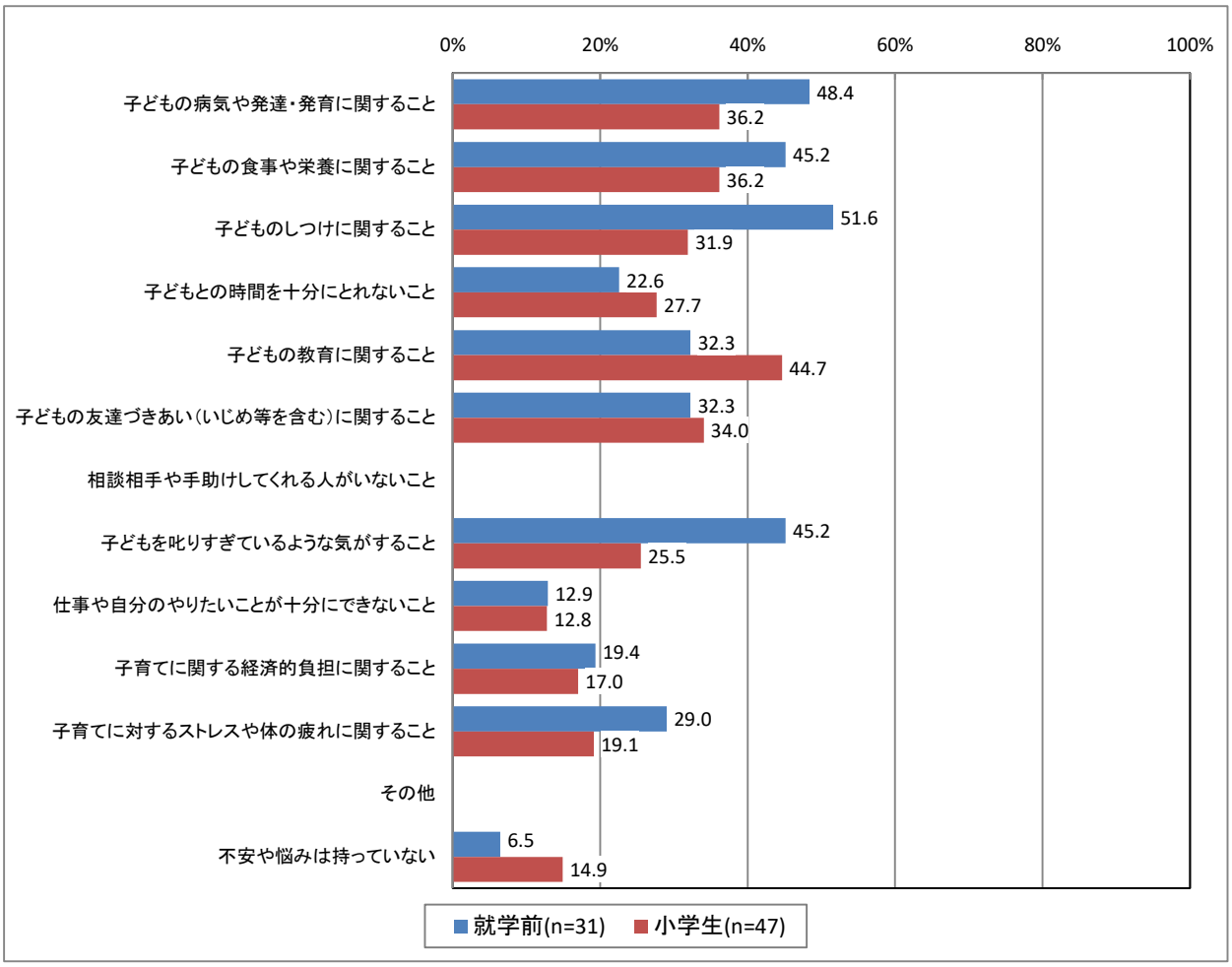


⑦ 子育てに関する不安や悩み

子育てを楽しいと感じる人は、就学前児童で 74.2%、小学生児童で 66.0%と多くなっていますが、子育てを辛いと感じる人も就学前児童で 3.2%、小学生児童と 2.1%と少数ですがみられます。

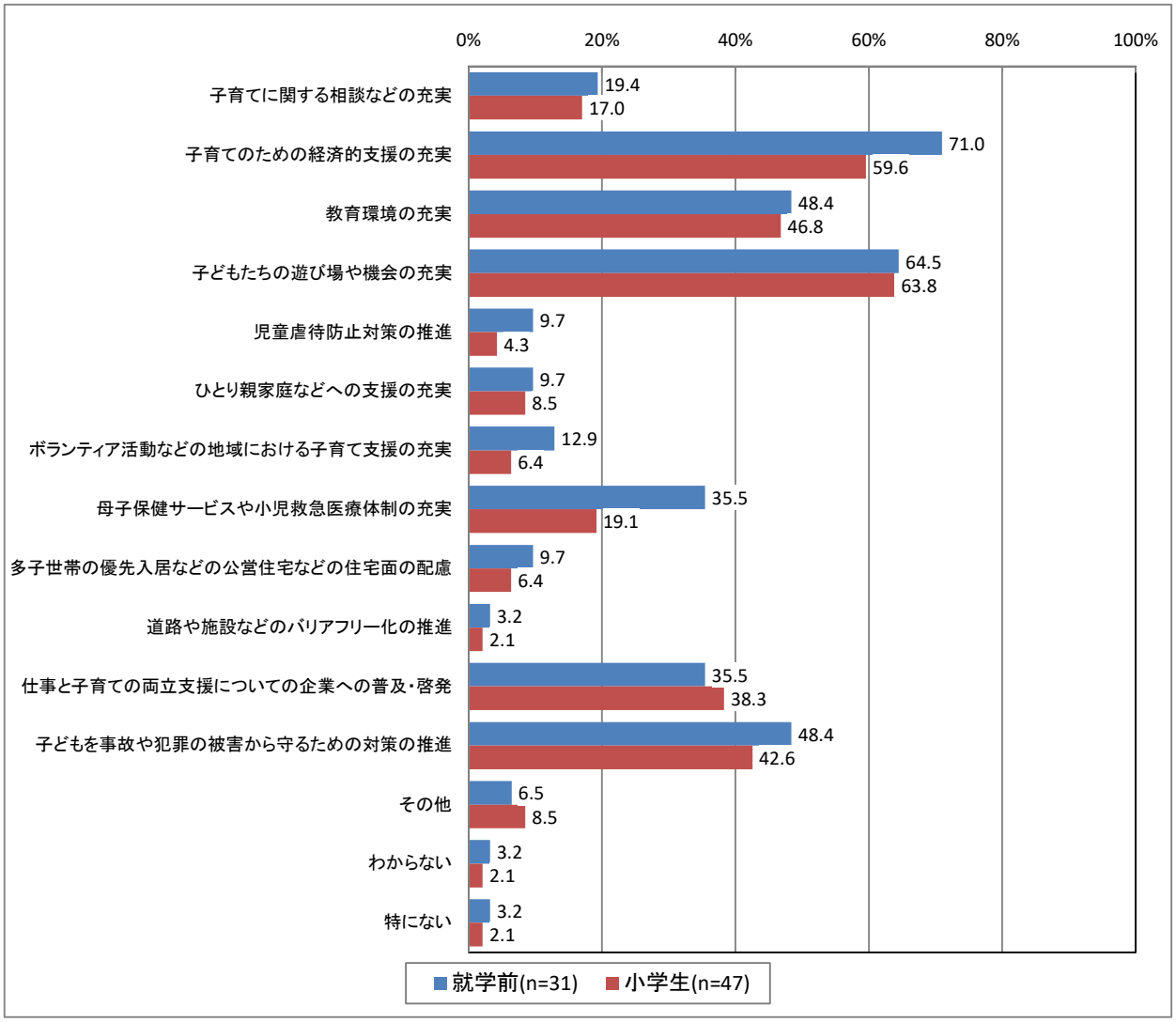


子育てをする上での不安や悩みでは、就学前児童で「子どものしつけに関すること」、「子どもの病気や発達・発育に関すること」、小学生児童で「子どもの教育に関すること」、「子どもの病気や発達・発育に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」などが多くなっています。



⑧ 子育て支援策について

充実してほしい子育て支援策では、就学前児童、小学生児童ともに「子育てのための経済的支援の充実」、「子どもたちの遊び場や機会の充実」などが多くなっています。



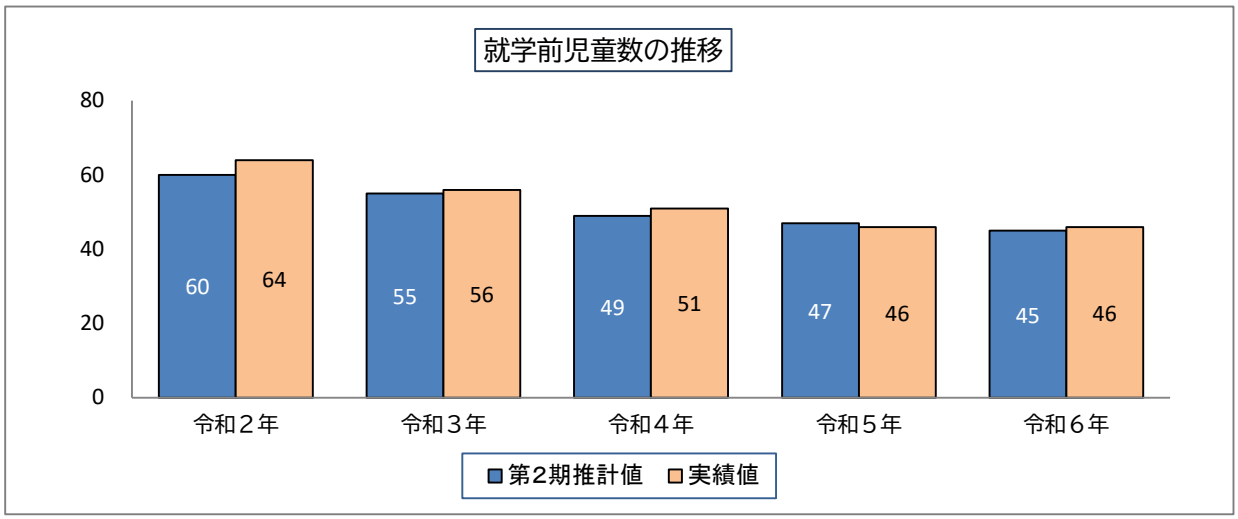
第3章
第2期計画の実施状況

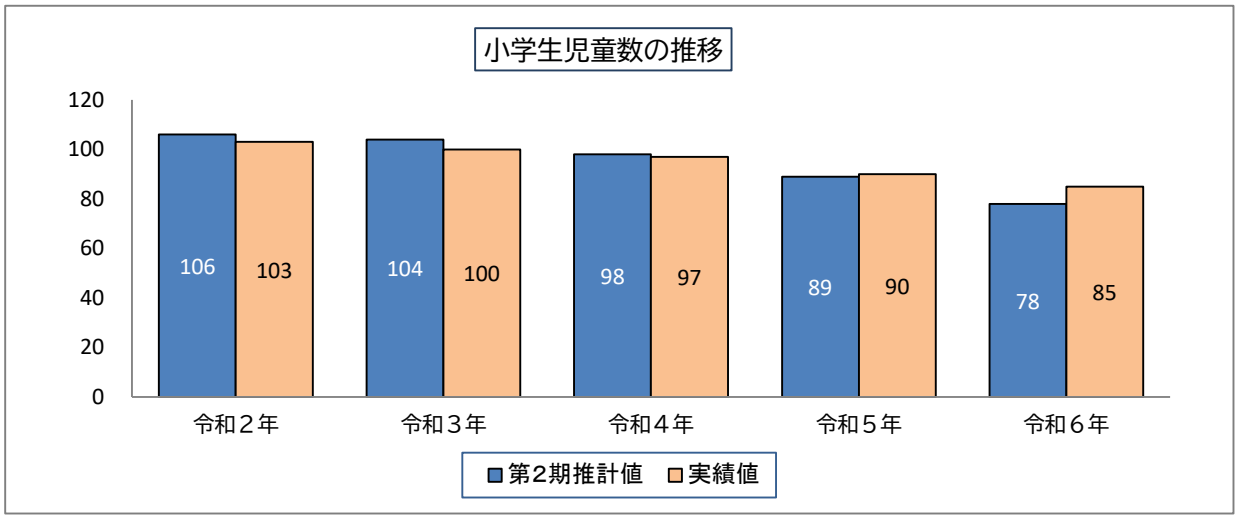
第３章　第２期計画の実施状況

１　児童数の状況

第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数では、令和2年で実績値は推計値を上回りましたが、令和3年以降はほぼ推計値どおり推移しました。

一方、小学生児童数では、令和4年までは実績値は推計値を下回りましたが、令和5年以降は実績値が推計値を上回りました。





2 教育・保育事業の状況

(1)1号認定(幼稚園・認定こども園)

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	3	3	2	2	2
	確保方策		5	5	5	5	5
実　績			5	4	4	4	2

(2)2号認定(保育所・認定こども園／3歳以上)

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	28	25	22	21	20
	確保方策		85	85	85	85	85
実　績			31	28	24	25	21

(3)3号認定(保育所・認定こども園／3歳未満)

① 0歳

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	3	3	3	3	2
	確保方策		6	6	6	6	6
実　績			5	3	3	2	4

② 1・2歳

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	15	15	12	11	11
	確保方策		24	24	24	24	24
実　績			15	16	16	9	13

3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

雨竜町では、特設窓口等の設置はありませんが、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	実施か所	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

町では地域子育て支援拠点事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人回/月	3	3	3	3	3
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

令和3年度から令和5年度では量の見込みを上回りましたが、その他の年度では下回る実績となりました。

① 受診券発行者数

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	8	7	7	7	6
	確保方策		8	7	7	7	6
実　　績			5	10	8	12	1

② 健診回数

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	回	112	98	98	98	84
	確保方策		112	98	98	98	84
実　　績			48	115	102	154	52

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

計画期間において、母子保健法に基づく乳児家庭への訪問対応を実施しました。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	回	8	7	7	7	6
	確保方策		8	7	7	7	6
実　　績			4	7	6	9	3

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

計画期間において、養育支援訪問事業の実績はありませんでした。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		8	7	7	7	6
実　　績			0	0	0	0	0

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

町に事業を行う組織や施設がなく、ニーズ調査による利用の希望もないことから実施していません。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

町に事業を行う組織や施設がなく、ニーズ調査による利用の希望もないことから実施していません。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

雨竜町では幼稚園がないため、①一時預かり事業(幼稚園型)は実施していません。また、②一時預かり事業(幼稚園型を除く)ついては、ニーズ調査による利用の希望はありますが、人員の確保等、体制の整備が困難なことから実施していません。

① 幼稚園型

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

② 幼稚園型を除く

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	4	3	3	3	3
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

(9)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

各年度とも量の見込みを下回る実績となりました。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	27	27	27	27	27
	確保方策		30	30	30	30	30
実　　績			26	26	25	23	18

(10)病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

町では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人日	8	8	7	7	6
	確保方策		0	0	0	0	0
実　　績			0	0	0	0	0

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

令和2年度を除き、各年度とも概ね量の見込みを下回る実績となりました。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画	量の見込み	人	39	33	31	28	23
	１年生		12	7	8	6	5
	２年生		10	10	6	7	5
	３年生		8	8	9	6	6
	４年生		5	4	4	5	3
	５年生		3	3	3	3	3
	６年生		1	1	1	1	1
	確保方策		40	40	40	40	40
実績			42	31	23	19	21
	１年生		17	9	7	8	8
	２年生		13	11	6	5	7
	３年生		8	10	8	2	4
	４年生		2	0	2	4	0
	５年生		2	1	0	0	2
	６年生		0	0	0	0	0

第4章
計画の基本的な考え方

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくることを雨竜町としてバックアップします。

雨竜町では、無限の可能性を持つ子ども達が健やかに成長してもらい、生きる力を育みながら、子ども達と保護者が輝かしい未来に向かって歩んでほしいとの考えから、第2期子ども子育て支援事業計画において子ども子育て支援事業計画を継承するかたちで基本理念を定めました。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『子ども達の健やかな成長と輝く未来をめざして　～みんなで応援・みんなと協力・みんなが安心・健やか子育てタウン・雨竜町～』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

子ども達の健やかな成長と
輝く未来をめざして

～みんなで応援・みんなと協力・みんなが安心・健やか子育てタウン・雨竜町～

2　計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1)次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(2)子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

(3)社会的視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

第5章
子ども・子育て支援事業計画

第5章　子ども・子育て支援事業計画

1　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉
〇家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
〇こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
〇妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
〇乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
〇産後ケアに関する事業の追加

2　計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定します。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

地域子ども子育て支援事業	
1.利用者支援事業	10.病児・病後児保育事業
2.地域子育て支援拠点事業	11.放課後児童健全育成事業
3.妊婦健康診査事業	12.実費徴収に係る補足給付を行う事業
4.乳児家庭全戸訪問事業	13.多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5.養育支援訪問事業	14.子育て世帯訪問支援事業【新規】
6.子育て短期支援事業	15.児童育成支援拠点事業【新規】
7.ファミリー・サポート・センター事業	16.親子関係形成支援事業【新規】
8.一時預かり事業	17.産後ケア事業【新規】
9.延長保育事業	18.妊婦等包括相談支援事業【新規】

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施します。

3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

雨竜町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

(1)教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、雨竜町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1歳）		
3号認定（2歳）		

（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町 （１区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第２期計画の区域設定を継承し、雨竜町内を１区域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊婦健診事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児・病後児保育事業		
⑪放課後児童健全育成事業		
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】		
⑬児童育成支援拠点事業【新規】		
⑭親子関係形成支援事業【新規】		
⑮産後ケア事業【新規】		
⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】		
⑰乳児等通園支援事業【新規】		

４ 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童は、令和 10 年まで減少する見込みとなっています。
小学生児童は大きく減少する見込みとなっています。

■ 就学前児童数の推計値

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	6	6	6	6	6
１歳	6	6	6	6	6
２歳	5	5	5	5	5
３歳	7	5	5	5	5
４歳	3	7	5	5	5
５歳	11	3	7	5	5
計	38	32	34	32	32

※住民基本台帳人口（平成 31 年～令和 5 年、各年 4 月 1 日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■ 小学生児童数の推計値

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
６歳	9	11	3	7	5
７歳	9	9	11	3	7
８歳	10	9	9	11	3
９歳	14	10	9	9	11
10 歳	13	14	10	9	9
11 歳	20	13	14	10	9
計	75	66	56	49	44

※住民基本台帳人口（平成 31 年～令和 5 年、各年 4 月 1 日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保方策及び実施時期を設定します。また、安全確保と利用者の快適性・利便性の向上のため、老朽化した保育基盤（施設）の環境改善整備を行います。

（1）1号認定（幼稚園・認定こども園）

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	2	1	1	1	1
②確保方策		3	3	3	3	3
過不足（②-①）		1	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

町内には幼稚園がないため、雨竜町保育園での受け入れを行い、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

（2）2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	21	13	15	13	13
②確保方策		55	55	55	55	55
過不足（②-①）		34	42	40	42	42

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

（3）3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

① 0歳

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	2	2	2	2	2
②確保方策		5	5	5	5	5
過不足（②-①）		3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

② 1歳

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	9	4	4	4	4
②確保方策		9	6	6	6	6
過不足（②-①）		0	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

③ 2歳

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	5	5	5	5	5
②確保方策		10	10	10	10	10
過不足（②-①）		5	5	5	5	5

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

6 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

特設窓口等の設置は行わず、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人回/月	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ調査による利用の希望はあるものの、雨竜町に事業を行う施設がないため、計画期間内における実施の予定はありません。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 受診券発行者数

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	6	6	6	6	6
②確保方策		10	10	10	10	10
過不足（②-①）		4	4	4	4	4

② 健診回数

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	回	84	84	84	84	84
②確保方策		140	140	140	140	140
過不足（②-①）		56	56	56	56	56

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	6	6	6	6	6
②確保方策		10	10	10	10	10
過不足（②-①）		4	4	4	4	4

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	2	2	2	2	2
②確保方策		3	3	3	3	3
過不足（②-①）		1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

これまで対象となる世帯がないため、量の見込みはないと見込んでいますが、乳児家庭全戸訪問事業等で対象者を把握した場合は適切に対応します。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ調査による利用の希望はあるものの、雨竜町に事業を行う施設がないため、計画期間内における実施の予定はありません。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では子育て援助活動支援事業は実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

② 幼稚園型を除く

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在は保育士等の確保が困難な実情から、一時預かりは行っていません。ニーズ調査では利用希望があることから、計画期間内において一時預かりの実施可否の検討を進めていくこととします。

(9)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	19	16	17	16	16
②確保方策		20	20	20	20	20
過不足（②-①）		1	4	3	4	4

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(10)病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ調査では病児保育事業の利用希望者がいますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	23	20	21	19	16
１年生		5	4	4	4	4
２年生		8	5	4	4	4
３年生		4	6	5	4	3
４年生		4	3	6	5	3
５年生		0	2	2	2	2
６年生		2	0	0	0	0
②確保方策		40	40	40	40	40
過不足（②-①）		17	20	19	21	24

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業について、雨竜町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業について、雨竜町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業について、雨竜町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	1	1	1	1	1
②確保方策		2	2	2	2	2
過不足（②-①）		1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

妊娠期から出産・子育て期にかけて、切れ目のないサポートを行います。

(16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人回	6	6	6	6	6
②確保方策		10	10	10	10	10
過不足（②-①）		4	4	4	4	4

【確保方策の考え方】

安心して子育てができるように、妊娠から出産まできめ細かな相談に対応します。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策		0	2	2	2	2
過不足（②-①）		0	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

少子化に伴い生じる保育園の空き定員や余裕スペースを最大限に活用し、未就園児が定期的かつ継続的に通園できる枠組みを確保します。既存の保育資源を有効活用することで、施設改修コストを抑えつつ、身近な地域での受入体制を整備します。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制】

少子化に伴い生じる保育園の空き定員や余裕スペースを最大限に活用し、未就園児が定期的かつ継続的に通園できる枠組みを確保します。既存の保育資源を有効活用することで、施設改修コストを抑えつつ、身近な地域での受入体制を整備します。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

7　教育・保育の一体的提供の推進

(1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設としては、「雨竜町保育園」のみであるため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

ただし、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討します。

(2)質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子ども達の「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、雨竜町障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

(3)地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4)保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1)適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は法定代理受領方式を基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2)都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第6章
計画の推進体制

第6章　計画の推進体制

1　市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。また、「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2　計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1)行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3)地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5)各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3　計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することをめざします。

(1)市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

4　計画の点検・評価・改善

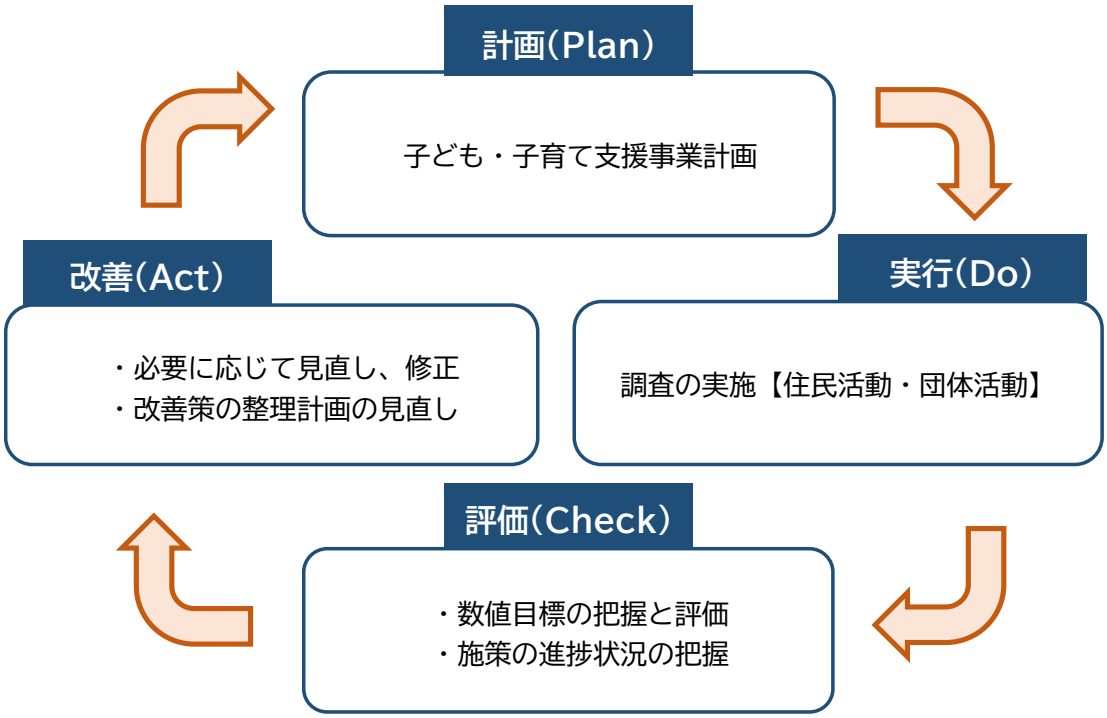
(1)計画の点検・評価と見直し

事業計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育てに関する会議等において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

点検・評価の主たる対象は、子ども・子育て支援法に基づき、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた事業とします。

なお、本計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。



(2)計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

第３期　雨竜町子ども・子育て支援事業計画

（令和７年度～令和１１年度）

編　集　雨竜町　住民課

〒０７８－２６９２

北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ１０４番地

ＴＥＬ　０１２５－７７－２２１２

ＦＡＸ　０１２５－７８－３１２２

発行　令和7（２０２５）年　3月